大田市立病院経営改革コンサルティング委託業務に係る

公募型プロポーザル実施要項

大田市立病院

令和２年７月

１．公募型プロポーザルの趣旨

大田市立病院経営改革コンサルティング業務（以下「委託業務」という。）について、予算の範囲内で最も優れた業務を提供しうる事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

２．公募型プロポーザルに付する事項

（１）名称

大田市立病院経営改革コンサルティング業務

（２）仕様

「大田市立病院経営改革コンサルティング業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（３）上限額

委託業務の請負金額は、６，６００千円（消費税と地方消費税を含む）を上限とする。

（上記金額には、大田市立病院との打ち合わせに要する費用を含む。）

（４）スケジュール

公募型プロポーザル参加者の募集、契約予定者選定までのスケジュールは次のとおり。（予定）

日程	スケジュール
令和２年７月１０日（金）	公募型プロポーザルの公告 データ提供開始
令和２年７月２２日（水） 午後５時まで	質問書提出期限
令和２年７月２９日（水）	質問書回答
令和２年８月３日（月） 午後５時まで	公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限
令和２年８月６日（木）	公募型プロポーザル参加資格確認通知
令和２年８月１８日（火） 午後５時まで	企画提案書及び見積書の提出期限
令和２年８月２６日（水）	プレゼンテーションの実施
令和２年８月２８日（金）	契約予定者の選定結果通知
令和２年８月３１日（月）	契約

３．業務期間

令和２年９月１日～令和３年３月３１日

４．公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、大田市立病院病院事業管理者の参加資格の確認を受けた者であること。

（１） 参加できる者の形態は、単独の法人または複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。なお、コンソーシアムの場合は各法人の役割分担及び代表となる法人が協定書で定められていること。

（２） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（３） 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同法第２条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

（４） 大田市の市税の未納の徴取金がないこと、かつ、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

（５） 告示の日から委託契約の締結日までに大田市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。また、国及び他の地方公共団体の指名停止等の措置を受けていない者であること。

（６） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされているものでないこと。

（７） 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされているものでないこと。

（８） 過去５年間（平成２７年度～令和元年度）に、２００床以上の病院を運営している国、地方公共団体又は独立行政法人等において、経営コンサルティング業務の受注実績があること。

（９） コンソーシアム構成員は、他のコンソーシアムの構成員として、または単独の法人として重複参加していないこと。

（１０） コンソーシアムの場合は、各構成員が、（１）から（７）及び（９）までの要件全てを満たしていること。（８）の要件については、いずれかの構成員が満たしていること。

５．配布期間等

公募型プロポーザル実施要項等の配布期間及び配布場所

ア　配布期間

令和２年７月１０日（金）から令和２年８月１８日（火）午後５時まで

イ　配布方法

大田市立病院ホームページ（入札情報）

６．公募型プロポーザル参加資格確認手続

（１）提出書類の種類

公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

なお、提出された書類の書面審査の結果、４の参加資格を有すると認めた者に限り、公募型プロポーザルに参加できるものとする。

ア　公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式３）

イ　法人の登記事項証明書

ウ　直近３期分の財務諸表（決算報告書）

エ　大田市税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書

オ　消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書

カ　役員等名簿（様式４）

キ　会社概要及び事務担当者届（様式５）

※上記ウ、エ、オの提出書類については、申請時前３カ月以内に発行された原本又は写し

※コンソーシアムによる参加の場合は、イからキについて構成員すべての書類、及びコンソーシアム協定書の写しを添付すること。

（２）書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア　提出方法

一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかによる

イ　提出部数

上記（１）アからキ　各１部

ウ　提出期限

令和２年８月３日（月）午後５時まで

エ　提出先

１６の問合せ先とする。

（３）参加の辞退

参加資格確認申請者が参加を辞退しようとするときは、辞退届（様式９）を１６の問合せに提出すること。

７．公募型プロポーザル参加資格審査結果の通知

申請者に対し、電子メールにて通知する。

８．公募型プロポーザルに係る質問について

（１）質問は、質疑票（様式２）により電子メールにて提出すること。

（２）提出先は１６の問合せ先とする。

（３）送付期限は、令和２年７月２２日（水）午後５時までとする。
（４）質問に対する回答は、令和２年７月２９日（水）に当院のホームページに掲載する。なお、回答については、本要綱の追加又は修正とみなす。

９．企画提案書の作成について

公募型プロポーザルに参加しようとする者は、以下により企画提案書及び見積書（様式６）を提出すること。

（１）企画提案書の内容

企画提案書の作成は別添企画提案書作成要領により行うこと。

また、企画提案書に合わせて次の書類を提出すること。

ア　会社概要書（パンフレット等）

イ　見積書（提案価格）（様式６）

ウ　プレゼンテーション参加者届（様式８）

※コンソーシアムによる参加の場合は、アについて構成員すべての書類を提出すること。

（２）書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア　提出方法

一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかによる

イ　提出部数

企画提案書及び上記（１）ア　１２部

上記（１）イ、ウ　１部

ウ　提出期限

令和２年８月１８日（火）午後５時まで

エ　提出先

１６の問合せ先とする。

（３）企画提案書作成に係る資料の提供

企画提案書の作成にあたっては、以下の資料を配布するので、データ提供申請書（様式１）を提出すること。

ア　提供データ

DPC データ（令和２年３月分）

イ　提供方法

提供データを収録した CD-ROM を簡易郵便書留により郵送する。

ウ　データ提供申請書提出期限

令和２年８月３日（月）

エ　提出先

１６の問合せ先とする。

１０．公募型プロポーザルの実施方法

（１）審査方法

別に設置する「大田市立病院経営改革コンサルティング業務公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」があらかじめ定めた評価基準により公正な審査を行い、契約予定者を選定する。

ア　審査にあたっては、選定委員会により、別添「大田市立病院経営改革コンサルティング業務プレゼン実施要領」に基づき、プレゼンテーションの審査を実施する。ただし、提案者が多数の場合においては、書面審査により事前審査を行う場合がある。

イ　開催日及び開催場所

令和２年８月２６日（水）　大田市立病院　３階会議室

ウ　その他

・プレゼンテーション時間は、１者当たり説明２０分以内、質疑応答２０分以内の計４０分以内とする。

・プレゼンテーションを行う人数は、１者当たり３名以内とする。

・プロジェクターやタブレット端末等は、提案者の判断により使用可とする。

（プロジェクター及びスクリーンは当方の事務担当で準備する。）

（２）提案者の評価方法及び契約予定者の選定方法

ア　提案価格の上限額の範囲内の提案書について評価を行う。

イ　提案内容が仕様を明らかに満たしていないために、本業務の目的を達しないと判断された場合には、失格とし、評価は行わない。

ウ　提案内容の評価については、別添「評価基準」に基づき行う。

エ　各委員が採点した合計得点の一番高い者を契約予定者として選定する。ただし、各委員の平均点が１８０点未満の場合は選定しないものとする。

オ　最高得点獲得者が複数あったときは選定委員会の議決により選定する。

カ　審査の結果、獲得点数にかかわらず選定委員会にて適切な候補者がいないと判断したときは選定しない。

（３）選定結果の通知

選定結果については、採択した者に対し書面で通知する。

また、不採択とした者に対しては、次の事項を正面にて通知する。

ア　採択しなかった旨

イ　採択しなかった理由

ウ　採択した提案書を提出した者の氏名（名称）及び採択した理由

エ　選定委員会委員の構成

（４）審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

１１．公募型プロポーザルの取り止め又は延期に関する事項

公募型プロポーザルを実施するに当たり、不正の公募型プロポーザルが行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、公募型プロポーザルを取り止め、又は期日を延期する。

１２．提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

（１）　参加する資格、参加に関する条件に違反した者の提案

（２）　所定の日時及び場所に必要な書類を提出しないとき。

（３）　事実に反する申請があったとき、又は提案に関する不正行為があったとき。

（４）　提案者が当該公募型プロポーザルに対して２以上の提案をしたとき。

（５）　提案者が他人の提案の代理をしたとき。

（６）　その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

（７）　押印のない書類や金額の記入のない見積書など提出書類に重大な不備があったとき。

１３．契約

（１）契約相手方

契約予定者と地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２１条の１４第１項第２号の規定に基づき、随意契約を行う。

（２）　契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

（３）　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、大田市財務規則第１１２号各号のいずれかに該当する場合は免除する。

（４）　その他契約条項

契約予定者と協議の上定める。

１４．業務委託料の支払い

（１）業務委託料は、業務期間満了後、業務完了報告書を提出し、検査合格の後、請求書に基づき、請求日から３０日以内に支払う。

（２）支払方法は、業務完了後の一括払いとする。ただし、中間報告完了後、業務委託料の５０％を上限として請求することができる。その他詳細は契約書（案）による。

１５．その他留意事項

（１）提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正に応じない。

（２）公募型プロポーザル及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（３）提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

（４）提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

（５）提出書類は、返却しない。

（６）提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

１６．公募型プロポーザルに関する問合せ先（書類提出先）

〒６９４－００６３

島根県大田市大田町吉永１４２８番地３

大田市立病院　事務部　経営企画課　担当：塚原、中祖

電　話　０８５４－８２－０３３０（代表）

ＦＡＸ　０８５４－８４－７７４９

電子メール　sou-kaikei@ohda-hp.ohda.shimane.jp

１７．添付書類

（１）大田市立病院経営改革コンサルティング業務に関する仕様書

（２）様式

様式１　データ提供申請書

様式２　質疑票

様式３　公募型プロポーザル参加資格確認申請書

様式４　役員等名簿

様式５　会社概要及び事務担当者届

様式６　見積書

様式７　委任状

様式８　プレゼンテーション参加者届

様式９　辞退届

（３）選定基準

（４）契約書（例）